

秋田工業高等専門学校

いじめ防止対策プログラム
(行動計画)

令和 3 年度版

令和 3 年 4 月 1 日制定

いじめ防止対策プログラム（行動計画）

令和3年度版

学期	内容
前期	<ul style="list-style-type: none">● いじめ防止・対応委員会を年6回開催する。(他の会議と日程を合わせる)● いじめ防止等に関する学生対象アンケート調査を年4回以上実施する。● 現在設置されている意見箱を活用し、いじめに関する情報収集の常設窓口としても運用する。● 担任とクラス全学生の面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。● 寮務主事及び寮務委員と寮生との面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。● 学生主事や主事補と個別学生との面談を適宜実施し、いじめに関する情報収集を行う。
後期	<ul style="list-style-type: none">● 「いじめ防止週間」の設定● いじめ防止対策に関する講演会の開催(必ずインターネット等に関することも触れる。 【講演会の模様をビデオ撮影し、参加できなかった教職員へのフォローを行う。】)● 本年度のアンケート結果全体を分析 → 教職員へ周知・研修の実施● 次年度の学校いじめ防止対策プログラム等の検討
その他	<ul style="list-style-type: none">● いじめ防止対策に関する会議、研修会等への出席。● いじめの事案が発生した場合は、その都度、いじめ防止・対応委員会にて分析を実施し、本校におけるいじめ防止等にむけた取り組みについて、適切に評価・検証等を行う。